

社会福祉法人京都太陽の園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都太陽の園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で用いる役員等の勤務形態は、次の者を言う。

- (1) 常勤役員等 常時出勤が義務づけられている者
- (2) 非常勤役員等 常時出勤が義務づけられていない者

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退任手当を支給する
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する
- 2 常勤役員等に対する退任手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退任手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、法人の給与規程を準用する
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人の旅費規程を準用し、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人の旅費規程を準用し、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

(職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日については、法人の給与規程を準用する
- (2) 退任手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した2ヵ月以内に支給する
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 常勤役員等が死亡によって退任した場合、本条第2項の規定にかかわらず、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(番号法等に基づく提出義務および手続き等)

第11条 役員等は、自身および扶養する家族などについて、法人から番号法および関連法（省令やガイドラインなどを含む。以下「番号法等」という。）に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 法人は、役員等から個人番号の報告を受ける場合には、使用目的を明示するものとする。
- 3 法人は、役員等から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で認められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。また、番号法等の範囲で再利用できるものとする。
- 4 役員等は、番号法等の改正などにより、個人番号の使用目的が拡大された場合などには、法令等に基づく法人の指示に従うものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(廃止規程)

1 次に掲げる規程等は、これを廃止する。

(1) 社会福祉法人京都太陽の園役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（平成3年4月1日施行）

(2) 社会福祉法人京都太陽の園役員及び評議員の委員会等の報酬並びに費用弁償について（内規：平成23年1月1日施行）

(3) 社会福祉法人京都太陽の園役員報酬について（内規：平成23年4月1日施行）

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
業務執行理事	

別表 2（常勤役員等の退任手当算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる

別表 3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※評議員については、定款との整合について留意が必要

(2) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円